

# 「近代化産業遺産の保存・活用」 (H18. 6～)

【幹 事】 鹿児島県 PR・観光戦略部 世界文化遺産課

【参加県】 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、山口県

## 目的

「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の世界文化遺産としての顕著な普遍的価値について、国内外の幅広い専門家や国との連携の下で、構成資産の管理保全及び理解促進・情報発信の取組を進める。

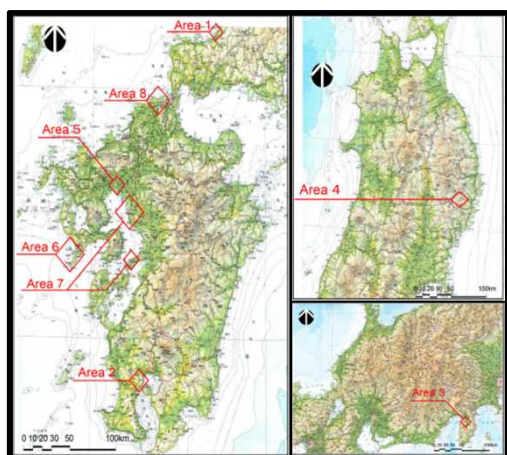
## 取組内容・成果

「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」とは

- ・ 西洋諸国からの圧力・影響をいち早く受ける位置にあった九州・山口は、幕末以降、製鉄・製鋼、造船、石炭産業といった重工業分野において西洋技術と伝統的な日本文化が融合し、日本の急速な産業化の大きな原動力となった。
- ・ 「九州・山口の近代化産業遺産群」(その後、資産名を「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」に変更)は、平成26年1月末に、政府において推薦書 正式版がユネスコ世界遺産センターに提出され、同年3月からの国際記念物遺跡会議(イコモス)による審査(現地調査:平成26年9月26日～10月5日)を踏まえた評価結果及び勧告(平成27年5月4日「記載」勧告)を経て、7月5日に第39回ユネスコ世界遺産委員会において世界遺産一覧表への記載が決定したところである。
- ・ 「明治日本の産業革命遺産」は日本人自らの手で世界史的に希な早さで産業化を成し遂げた歴史を示す重要な資産であり、世界文化遺産として高い価値を有していることから、構成資産の管理保全及び当該資産についての理解促進・情報発信等に係る取組を進める。

〔取組経緯〕

- H18. 6 九州地方知事会議において政策連合の取組として決定
- H20. 10 関係自治体で構成される世界遺産登録推進協議会を設置(専門家委員会併設)
- H21. 1 ユネスコの世界遺産暫定一覧表に追加記載
- H24. 5 「稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群を世界遺産登録に向けて推薦する場合の取扱い等について」閣議決定
- H25. 4 推薦書原案を、協議会から国へ提出
- H25. 9 世界遺産条約関係省庁連絡会議(事務局:外務省)を経て、推薦書(暫定版)をユネスコ世界遺産センターへ提出
- H26. 1 世界遺産条約関係省庁連絡会議を経て、推薦書(正式版)をユネスコ世界遺産センターへ提出
- H26. 9～10 国際記念物遺跡会議(イコモス)による現地調査を実施(H26.9.26～10.5)
- H27. 5 イコモスによる評価結果及び勧告(「記載」が適当との勧告)の公表(H27.5.4)
- H27. 7 ドイツで開催された第39回ユネスコ世界遺産委員会において登録決定(H27.7.5)  
世界遺産一覧表に記載(H27.7.8)



- |      |         |
|------|---------|
| エリア1 | 山口県     |
| エリア2 | 鹿児島県    |
| エリア3 | 静岡県     |
| エリア4 | 岩手県     |
| エリア5 | 佐賀県     |
| エリア6 | 長崎県     |
| エリア7 | 福岡県、熊本県 |
| エリア8 | 福岡県     |

※ 本遺産群は8エリア11サイト  
23資産で構成

- ・ 写真右上: 旧集成館反射炉跡 (鹿児島県)
- ・ 写真右下: 三池炭鉱万田坑 (福岡県・熊本県)



## 今後の課題・取組

- ・ 「明治日本の産業革命遺産」の理解促進・情報発信に係る取組
- ・ 構成資産の管理保全に係る取組